

松本市霊園墓所使用者募集要項

1 募集する区画数・申請資格等

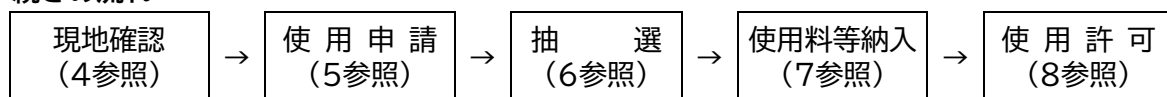
霊園名	中山霊園		蟻ヶ崎霊園	並柳霊園
募集数	第7聖域（新規墓所）21区画	返還墓所 132区画	38区画	10区画
区画面積	4平方メートル	4～16平方メートル	2.80～9.75平方メートル	3.3平方メートル
申請資格	3年以内に墓石を建立できる方 （市民であるなしを問いません）		松本市民で3年以内に墓石を建立できる方	
永代使用料	松本市民の方 429,000円	松本市民の方 384,000円～1,920,000円	1平方メートル当たり 161,000円	1平方メートル当たり 98,000円
	松本市外の方 536,250円	松本市外の方 480,000円～2,400,000円		
管理料 （年額）	3,030円	3,030円～12,250円	1平方メートル当たり 419円	1平方メートル当たり 419円
墓石の規格	あり（統一聖域※）		なし	

※ 統一聖域とは、一定の規格による碑石、形象類のみを建設する聖域をいいます。

所在地	梓川地区	波田地区	
霊園名	あずさがわ霊園	さみぞ霊園	下原霊園
募集数	1区画	2区画	2区画
区画面積	9平方メートル	6平方メートル	6平方メートル
申請資格	松本市民で3年以内に墓石を建立できる方		
永代使用料	585,000円	193,440円	594,000円
管理料（年額）	4,700円	660円	3,130円
墓石の規格	あり（※統一聖域）		

※ 統一聖域とは、一定の規格による碑石、形象類のみを建設する聖域をいいます。

2 手続きの流れ



3 申請条件

（1）次のような申請は、無効とします。

- ア 同一人が、二重に申請すること。（既に松本市営霊園の使用許可がある方は申請できません）
- イ 同一遺骨で、複数の人が申請すること。
- ウ 同一世帯で、複数の人が申請すること。
- エ その他、上記に類すると認められること。
- オ 記載事項や証明が事実と異なっている場合

（2）応募者の優先要件について

遺骨をお持ちの方

※遺骨を保管されている方は、次の証明書類をご提出ください。ただし、墓所の位置は抽選で決定します。

- ア 遺骨を自宅で保管している場合 → 埋火葬許可証
- イ 遺骨を寺院等又は個人・共同墓地に埋蔵してある場合
→ 下記の様式による証明書（申請書裏面にあります）

申請書裏面

〔寺院等の証明〕

収蔵埋蔵証明書	
申請者住所	
氏名	
(死亡者との続柄)	
1 死亡者氏名	
2 死亡年月日	
上記の御遺骨を、当院の〔納骨堂に収蔵・墓地に埋蔵〕してあることを証明します。	
令和 年 月 日	
住 所	
寺院名	
代表役員	印

〔墓地管理者の証明〕

埋蔵証明書	
申請者住所	
氏名	
(死亡者との続柄)	
1 死亡者氏名	
2 死亡年月日	
上記の御遺骨を、〇〇市〇〇町〇〇番地の〔個人・共同〕墓地に埋蔵してあることを証明します。	
令和 年 月 日	
住 所	
墓地管理者	印

4 募集墓所現地案内

使用希望者の方に事前に募集墓所の確認をしていただくため、下記日程で現地案内を実施します。

当日、都合がつかない方は、抽選会までに募集墓所の現地確認をお願いします。

また、抽選時に希望場所を指定していただきますので、必ず現地確認をお願いします。

墓所の位置図等は、環境保全課生活衛生担当及び中山霊園管理事務所(Tel0263-58-5922、土・日曜日
も可)へご請求ください。

並柳霊園、梓川・波田地区霊園は、現地案内会を行いません。各自ご確認をお願いいたします。

(1) 蟻ヶ崎霊園 返還墓所

- ア 実施日 令和8年10月3日(土)
- イ 実施時間 午前10時 ※ 必ず集合時間までにご来場ください。
- ウ 集合場所 蟻ヶ崎霊園駐車場
- エ 案内時間 おおむね1時間
- オ 案内方法 募集場所が点在しているため、一団となり、職員が墓所の案内をします。

(2) 中山霊園 返還墓所及び新規墓所(第7号聖域)

- ア 実施日 令和8年10月3日(土)
- イ 実施時間 午前10時 ※ 必ず集合時間までにご来場ください。
- ウ 集合場所 第7号聖域駐車場
- エ 案内方法 職員が募集について説明を行います。

5 使用許可申請

(1) 受付日及び場所

- ア 受付日時 令和8年10月1日(木)～10月16日(金)
午前9時00分～午後4時30分 ※土、日、祝日は除く
- イ 受付場所 松本市役所東庁舎4階 環境保全課生活衛生担当(霊園葬祭)
(各支所・出張所、郵送での受付はできません。)

(2) ご持参いただくもの

- ア 申請者の戸籍謄本 (3か月以内に発行された正本) 1通
- イ 申請者の住民票抄本(3か月以内に発行された正本) 1通
- ウ 遺骨をお持ちであることがわかる証明書等 (3申請条件(2)に記載の証明書)
※ 松本市民で遺骨をお持ちの方は、ご提出ください。

その他

(ア) 申請書をお持ちの方は記入し、ご持参ください。

(イ) 申請書は環境保全課生活衛生担当及び各支所・出張所にあります。

(3) 承継予定者について

申請書に承継予定者の住所・氏名・続柄等を記入していただきますので、あらかじめ決めておいてください。(承継予定者のいない方は、申し込みができません。)

6 使用者の選考について

(1) 方 法

墓地の使用区画の決定は、申し込み順ではありません。

下記の抽選会で、抽選していただき決定します。

(2) 抽選会

ア 蟻ヶ崎霊園、並柳霊園、梓川・波田地区霊園

(ア) 開催日 令和8年10月22日(木)

(イ) 会 場 松本市勤労者福祉センター 3-3会議室

(ウ) 時 間 午前10時から(受付:午前9時30分から)

※ 開始時間に遅れた場合は、墓所の決定が最後となるかもしくは失格となります。

イ 中山霊園

(ア) 開催日 令和8年10月22日(木)

(イ) 会 場 松本市勤労者福祉センター 3-3会議室

(ウ) 時 間 午後1時30分から(受付:午後1時から)

※ 開始時間に遅れた場合は、墓所の決定が最後となるかもしくは失格となります。

7 永代使用料及び管理料の支払い

(1) 永代使用料・管理料

1に示してあるとおりです。ただし、令和8年度の管理料は、使用許可をした翌月からの月割となります。

(2) 管理料については、令和9年度以降の支払いは、原則として口座振替でお願いします。また、管理料は、今後改定される場合があります。

(3) 支払期限及び支払方法については、抽選会時に説明します。

8 霊園使用許可証の交付

永代使用料の払い込みを確認後、11月下旬に申請者へ使用許可証を送付します。

なお、早急に墓石の建立が必要な方は、お申し出ください。

問い合わせ先

〒390-8620

松本市丸の内3番7号

松本市 環境エネルギー部 環境保全課 生活衛生担当(東庁舎4階)

TEL代表0263-34-3000(内線1431・1432)

直通0263-34-3043 FAX0263-34-3202